

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託仕様書

1 業務名

飯塚市子どもの健全育成支援事業業務委託

2 履行場所

飯塚市地内

3 履行期間

契約締結の翌日から令和9年3月31日まで

ただし、実際の業務履行期間は令和6年4月1日からとし、契約締結日の翌日から令和6年3月31日までは、業務の準備期間とする。

4 業務内容及び目的

飯塚市子どもの健全育成支援事業は、生活保護世帯を含む生活困窮者世帯の小学4年生から中学3年生までの児童・生徒に対し、家庭環境における養育上の何らかの課題が、子どもの低学力・低学歴につながり、貧困の連鎖を生んでいるという問題意識に立ち、学習支援及び生活指導等を実施するとともに、日常生活や進路等について相談や助言・指導を行うことにより、将来的な社会的、経済的自立心の涵養を目指すものです。

受託者は、飯塚市内に居住する生活保護受給世帯を含む生活困窮者世帯の子どもの健全な育成を支援するため、若菜小学校、伊岐須会館及び庄内交流センターにおいて、毎週土曜日の午前10時から午後2時まで「学び場・ほなみ」、「学び場・ふたせ」及び「学び場・しょうない」を開催し、次に掲げる業務を行うこととする。

- (1) 参加者への学習支援（タブレットを活用した学習等）
- (2) 参加者への生活指導（日常・社会生活における体験学習等）
- (3) 参加者への昼食の提供及び食育
- (4) 参加者の生活、進路等に関する指導・助言
- (5) 各会場の定員を満たすための受講者確保の取り組み

履行期間内の開催数については、「学び場・ほなみ」、「学び場・ふたせ」及び「学び場・しょうない」とともに各年度40回程度を予定し、各会場における1開催当たりの児童・生徒の参加者数は20名を予定する。また、開催の中止や日時等変更にかかる利用者への連絡は受託者が行う。なお、学習のスケジュールについては10時から12時までを学習支援、12時から13時までを昼食の提供、13時から14時まで体験学習等を行うことを基本とする。

5 参加者の要件

(1) 「学び場」への参加者の要件は次のとおりとする。

- ① 参加児童については、市内小学校の4学年から6学年までに在籍する児童で、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。
- ② 参加生徒については、市内中学校に在籍する生徒で、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。
- ③ その他、特に市長が参加を認めたもので、市に対し、別に定められた参加申込書および同意書を提出し、参加を認められたものとする。

6 安全、衛生について

参加者等(事業従事者も含む)は、受託者の責任でスポーツ安全保険に加入させるものとする。

また、開催にあたっては、新型コロナウイルスをはじめとする感染症予防に特段の注意を払い、必要に応じて開催方法について協議することとする。

7 報告書の提出

受託者は、事業開始後、毎月10日までに前月の活動状況(月報)を提出し、本事業終了後には、活動状況(年報)及び実績報告書を提出しなければならない。

8 個人情報の取扱い

業務に係る個人情報については、飯塚市個人情報の保護に関する施行条例(令和4年飯塚市条例第20号)の本旨に従い、市職員等と十分に協議の上、適正に取り扱うこと。

9 支払い方法

支払い方法は、月ごとに、業務委託完了検査で完了が認められた後、委託料を12で除した金額を、受注者の正当な請求に基づき30日以内に支払うものとする。ただし、委託料を12で除した金額に千円未満の端数が生じた場合は、当該端数を最終回の支払い額に合算して支払うものとする。

10 守秘義務

受託者は、業務を行うに当たり、業務上知り得た情報を他に漏らし、又は自己の利益のために利用してはならない。また、業務終了後も同様とする。

11 委託業務の内容変更

発注者は、契約締結後の事情により、委託業務内容の一部を変更することができる。

この場合において、委託料を変更する必要があるときは、発注者受託者協議の上、書面によりこれを定めるものとする。

1 2 その他

本仕様書で定めのない事項を定める必要が生じた場合、又はこの契約の履行について疑義が生じた場合は、双方協議のうえ定めるものとする。

令和5年度までの学び場活動内容

1 実施日 毎週土曜日 10:00～14:00

2 内容

- ① 生活指導員による参加小学生・中学生への挨拶指導
(10:00～10:05)
- ② 学生講師・教員OBによる小学生及び中学生への個別学習支援
(10:05～12:00)
- ③ 昼食・休憩 (12:00～13:00)
〈食育〉・季節や季節の行事に纏わる食材やその調理方法などを紹介する
 - ・配膳の準備や片付けを一緒に行う
 - ・食べることの大切さを通して適切な食習慣を身に付ける
- ④ レクレーション及び個別学習支援 (13:00～14:00)
 - ・読み聞かせ、手芸、運動など